当初設計書

設計		精算	

起工番号　：　環総委第5号　　工期　　：　契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

会計年度　：　令和　8　年度　　単価世代：　令和08年10月01日 公共

事業名　　：　上津クリーンセンター更新事業　　諸経費率：　公共 令和08年10月01日

工事名　　：　旧高良内埋立地除草業務委託

設計部課名：　環境部建設課

工事場所　：　久留米市　高良内町　地内

設計の概要	（当初設計） 除草工　　A=3,970m2

旧高良内埋立地除草業務委託

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
公園工事	1	式				
除草工	1	式				
除草、集草(人力)、梱包、積込･荷卸(総合) 肩掛式(ｶｯﾀ径255mm) 梱包無し ﾊﾟｯｶｰ車 回転式8m3 飛散防止措置無し	3,970	m2			P　1 号	
運搬(堤防除草) DID区間有り ﾊﾟｯｶｰ車(回転式･積載容量8m3) 運搬距離5.0km以下	3.97	千m2			P　2 号	
刈草処分料	3,970	kg				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

久留米市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

仕　様　書

第　１　節　　一般事項

１（適用）

この仕様書は、旧高良内埋立地除草業務委託契約に適用する。

２（軽微な変更）

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更又は、業務施工上当然必要なものについては発注者の指示に従い、受注者において異議なく施工するものとする。

３（疑義の委任）

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は、仕様書に定めない管理業務の細目については、発注者の指示に従うものとする。

第　２　節　　報告書の提出

１（業務報告書）

受注者（又は現場責任者）は、常に現場の状況を把握し、発注者との連絡を密にして業務の進展を図るとともに、災害防止その他管理上必要な処置等については、発注者の指示を受け適切な業務の執行にあたるものとする。又、管理業務を実施したときは遅滞なく報告書を提出するものとする。

第　３　節　　施　工

１（技術基準）

受託業務の施工に際しては、「委託作業技術基準」に基づき実施し、技術基準に定めないものについては、発注者の指示を受けるものとする。

第　４　節　　安全管理

１（安全一般）

受注者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるとともに関連法令を遵守する。

２（交通及び保安上の処置）

受注者は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分な注意を行うものとする。

３（事故防止及び事故処置）

受注者は業務の実施に関連して、事故防止のための必要な処置を講じなければならない。もし事故が発生したときは、応急処置を講ずるとともに事故発生原因、

経過及び被害の内容等について、ただちに発注者に報告しなければならない。

4（施設・樹木等の損傷）

受注者は作業実施にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意して行う。万一損傷した場合は受注者の負担で原型に復する。又、損傷を発見した場合は速やかにその状況を発注者に報告するものとする。

5（現場の整頓・後片付け）

受注者は機械器具、不要土砂、刈草等を交通及び安全上の障害とならないように使用の都度整理しなければならない。又、業務の完了と同時に速やかに不用材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6（災害時の連絡及び巡回体制）

受注者は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い利用者の安全を確保しその状況を速やかに発注者に報告するものとする。又、昼夜問わず連絡及び巡回ができるような体制の確立を図っておくものとする。

第　5　節　　暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

（3）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

第　6　節　　その他

1（遵守事項）

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

委 託 作 業 技 術 基 準

１．　除草

（１）作業は、機械式除草の肩掛け式とし、除草作業中は通行人、車両等に十分注意し、一般の交通に支障がないようにすること。また公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
（２）作業時間は、原則として、月曜日から金曜日の８時半より１７時までの範囲とする。
（３）作業上障害となるものは除去し、周囲に飛散しないようにする。
（４）刈払いは根元の上部３～５ｃｍで行い、刈りむらのないように均一に刈込むこと。
（５）業務により生じた事業系一般廃棄物については、事業者自ら若しくは久留米市事業系一般廃棄物収集運搬の許可業者が、久留米市のごみ処理施設（宮ノ陣クリーンセンター・上津クリーンセンター）に搬入し、適切に処理を行うこと。

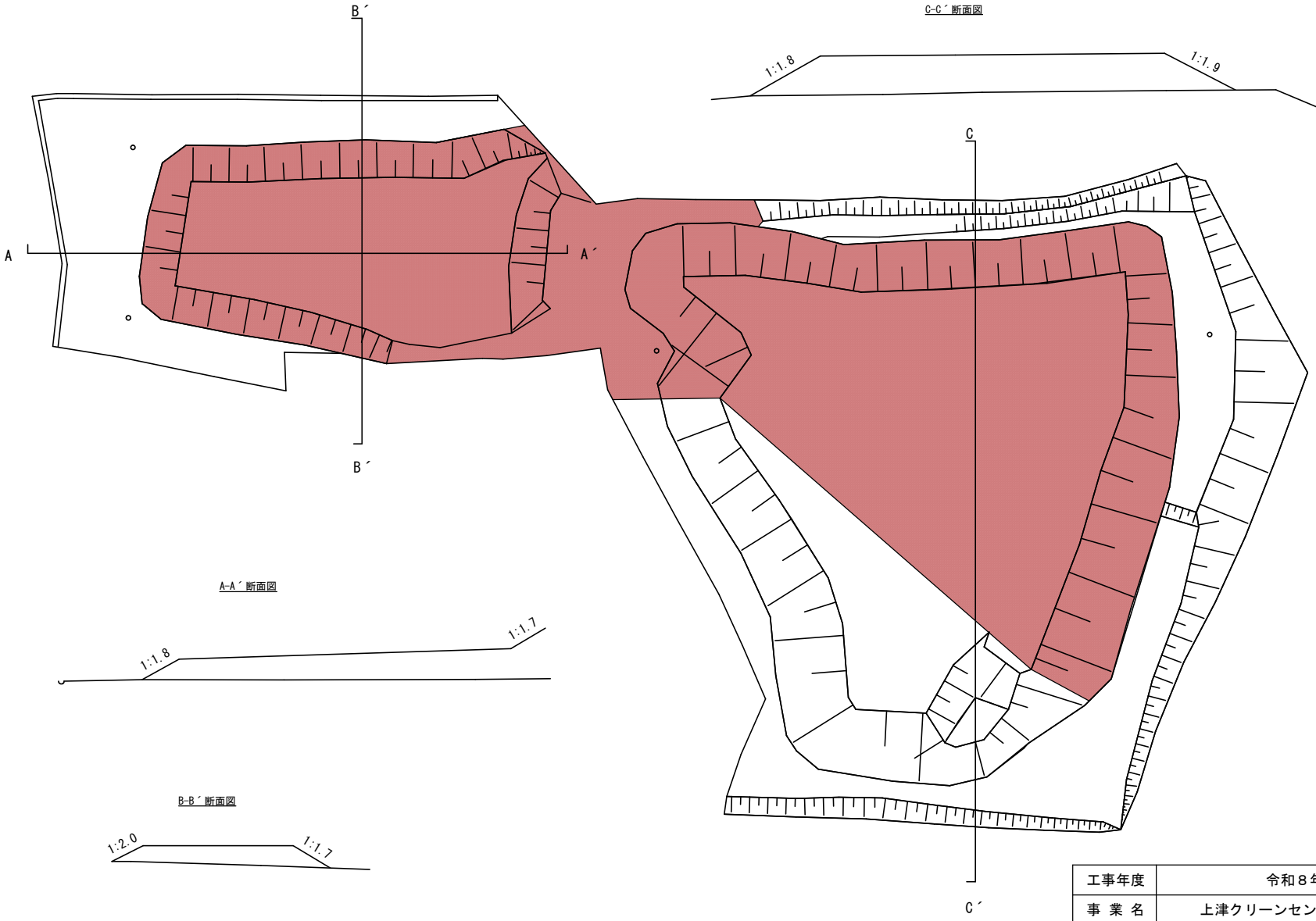
２．その他

本作業技術基準の定めのないものは、発注者の指示によるものとする。

位　置　図　1/5000


業務委託箇所
高良内町
藤山町
桜花台運動公園
桜花台体育館
内野さくら公園
ソフトボール場
老人集会所
青峰3丁目
甲塚池
甲塚公園
長谷池
久留米市斎場
陸上自衛隊
高山射撃場

平面図　S=1:250



C-C´断面図

A-A´断面図

B-B´断面図

凡例	工種	規格	合計	単位
	除草工	肩掛け式	3,970	m2

原図サイズA1

工事年度	令和８年度		
事 業 名	上津クリーンセンター更新事業		
工 事 名	旧高良内埋立地除草業務委託		
工事場所	久留米市　高良内町　地内		
図面名称	平 面 図		
縮　　尺	図示	図面番号	1 ／ 1
久留米市　環境部　建設課			